

墨田区児童育成手当条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第40号

## 墨田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

墨田区児童育成手当条例（昭和46年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第3号中「進行性筋<sup>い</sup>萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。